大 監 第 1 1 号 令和7年8月22日

大台町長 大森 正信 様

大台町監査委員 山本 晃史

大台町監査委員 岸 良隆

# 令和6年度財政健全化審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された 財政健全化判断比率について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見を 提出します。

記

審査の意見及び概要 別添、令和6年度 財政健全化審査意見書のとおり

# 令和6年度 財政健全化審査意見書

# 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の方法

この財政健全化審査は、大台町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第2 審査の結果

#### 1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

健全化判断比率	4年度	5年度	6年度	早期健全化基準	備考
(1) 実質赤字比率	_	_	_	15.0	
(2)連結実質赤字比率	_	_	_	20.0	
(3) 実質公債費比率	8. 0	8. 5	8. 3	25.0	3か年平均
(4)将来負担比率	7. 3	2. 2	1. 2	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において、赤字でない場合は「-」を記載している。 ※地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

#### 2 個別意見

#### (1) 実質赤字比率について

(一般会計などに生じている赤字の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したものです。) 令和6年度の実質収支は黒字となっており、早期健全化基準を下回っている。

#### (2) 連結実質赤字比率について

(特別会計を含む町の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。)

令和6年度の連結実質収支は黒字となっており、早期健全化基準を下回っている。

#### (3) 実質公債費比率について

(町債の元利償還金(公債費)の大きさを、その町の財政規模に対する割合で表したものです。) 令和6年度の実質公債費比率は8.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。

#### (4)将来負担比率について

(町債など現在抱えている負債の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したものです。) 令和6年度の将来負担比率は、令和5年度より1.0ポイント下がり、1.2%となった。早期健全化基準の350%を下回っている。

#### 3 是正改善を要する事項

健全化判断比率の4指標は、いずれも早期健全化基準を下回っており、令和6年 度決算について特に指摘すべき事項はない。

今後も引き続き、(3) 実質公債費比率や(4) 将来負担比率については、町債の元利 償還金である公債費が大きく影響することから、町債の発行には、十分留意された い。

現在、15年先を見据えた財政計画を立てて健全な財政運営に配慮されているが、公共施設等総合管理計画、個別施設計画を的確に進めることが必要である。

更には、今後の大きな課題であるごみ処理施設や小学校の統廃合が財政計画に反映されていないことから、それぞれの動向に注視し、適時的確に財政計画を見直し、健全な財政運営に配慮されたい。

また、事務遂行において、経済性、効率性、時代適合性、有効性を発揮する最小の費用で最大の効果を上げることに努められたい。